

## 平成16年第4回

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成16年12月27日(月)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(20名)

- |     |      |         |
|-----|------|---------|
| 1番  | 千代田区 | 鳥海隆弘    |
| 2番  | 中央区  | 押田まり子   |
| 3番  | 港区   | 佐々木義信   |
| 4番  | 新宿区  | 山添巖     |
| 5番  | 文京区  | 東村昭平    |
| 6番  | 台東区  | 伊藤萬太郎   |
| 7番  | 北区   | 大畑修     |
| 8番  | 荒川区  | 菅谷安男    |
| 9番  | 品川区  | 松澤利行    |
| 10番 | 目黒区  | 石山京秀    |
| 11番 | 大田区  | 小原直美    |
| 12番 | 世田谷区 | 穴戸教男    |
| 13番 | 渋谷区  | 丸山高司    |
| 14番 | 中野区  | 山崎芳夫    |
| 15番 | 杉並区  | 今井讓     |
| 16番 | 豊島区  | 戸塚由雄    |
| 17番 | 板橋区  | 秦源彦     |
| 18番 | 練馬区  | 小林みつぐ   |
| 22番 | 葛飾区  | 谷野せいしろう |
| 23番 | 江戸川区 | 八武崎一郎   |

4 欠席議員(3名)

- |     |     |      |
|-----|-----|------|
| 19番 | 墨田区 | 中嶋常夫 |
| 20番 | 江東区 | 数藤武司 |
| 21番 | 足立区 | 田中章雄 |

5 出席説明員

- |      |      |
|------|------|
| 管理者  | 室橋昭  |
| 副管理者 | 志村啓文 |

監査委員	山本仁衛
監査委員	高野之夫
総務部長	保持真二郎
施設管理部長	高橋幸雄
処理技術担当部長	伊東和憲
施設建設部長	程塚繁
建設推進担当部長	薬師寺史良
総務課長	銀林謙一
職員課長	勢古勝紀
財政課長	大塚善彦

#### 6 出席議会事務局職員

事務局長	鈴木基行
事務局次長	辻本将紀
書記	飯田操
同	下川原孝

#### 7 議事日程

日程第 1 会期決定について

日程第 2 認定第 1 号 平成 15 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 議案第 24 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 25 号 新江東清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の締結について

日程第 5 運営委員会の閉会中の継続調査について

#### 8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 24 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 25 号 新江東清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の締結について

開 会（午後 2 時 0 0 分）

押田 まり子議長 ただいまから、平成 16 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

これより、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 112 条に基づき、議長より、

10 番 石山京秀議員、11 番 小原直美議員を指名させていただきます。

ここで、室橋管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

室橋管理者。

室橋 昭管理者 平成 16 年第 4 回定例会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末おしせまり大変お忙しいなか、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。また、本組合の運営につきましては、日頃のご理解とご協力に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、定例会にご提案をいたしますのは、個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例と、新江東清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約についての 2 件でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

押田 まり子議長 以上で、管理者の挨拶は終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

鈴木事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成 16 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上の 3 件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日、欠席届がありました議員は、3 名でございます。

以上でございます。

押田 まり子議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告をいたさせます。

鈴木事務局長 お手元に平成16年8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

押田 まり子議長 日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

押田 まり子議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 認定第1号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

押田 まり子議長 本案については、財務委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりでございます。

これより、財務委員長から報告があります。

松澤財務委員長。

松澤 利行財務委員長 ただいま議題となりました、認定第1号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、財務委員会を代表して、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、9月27日の第3回定例会において、認定第1号の審査の付託を受け、去る9月27日と11月18日の2日間にわたって、審査を

行いました。

まず、本決算額についてですが、歳入総額 771 億 6,720 万 1,483 円、歳出総額 742 億 4,689 万 4,890 円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、29 億 2,030 万 6,593 円であります。また、形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、22 億 5,059 万 4,593 円であります。

審査経過について申し述べますと、はじめに、執行機関側から資料に基づき補足説明を聴取し、引き続き質疑を行いました。

その主な内容は、

各区は厳しい財政状況にあり、清掃一組の財政運営についても非常な関心を持たざるを得ない。こうした観点から、特に歳入では、1 点目に、国の三位一体改革の今後の見通しと国庫補助金への影響についての質疑が行われ、執行機関からは、今般、地方 6 団体から政府に提出された「国庫補助負担金等に関する改革案」において、廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金の一つに廃棄物処理施設整備費補助金が盛り込まれている。

仮に改革案で試算すると平成 15 年度決算ベースで 59 億円の収入減となり、当清掃一組のみならず、各区の財政運営や都区間の財源配分に大きな影響がある。内容が明らかになった時点で 23 区と協議・協力して対応してまいりたいとの答弁がありました。

2 点目には、廃棄物処理手数料における収入未済額の発生理由とその対策について質疑が行われ、執行機関からは、特定業者の滞納が主な収入未済であり、納付計画に基づき、順調に納入されている。今後とも収入未済には特に意を用い適切な対策を講じてまいりたいとの答弁がありました。

歳出では、随意契約の必然性と改善方についての質疑があり、執行機関からは、清掃工場は性能発注方式という設計と施工を一括して発注する方式をとっている。これは性能保証を確実に行うものであり、その性能の保証を求める範疇の補修や整備工事については、現在のところプラントメーカーに随意契約をしなければ、技術的、法規的に難しいと考えている。しかしながら、契約方法については、国等においても研究が進められており、当清掃一組においても研究をしてまいりたいとの答弁がありました。

また、今後の本組合の財政運営上の課題として、組合債の元金償還の開始による公債費の大幅な増加や清掃工場整備後の再稼働や灰溶融施設の順

次稼働に伴う工場運営経費の増加、さらには、国の三位一体改革に伴う廃棄物処理施設整備費補助金への影響等も懸念される。今後も更に効果的、効率的な事業運営に取り組むよう要望がありました。

以上の質疑・意見を行ったのち、採決を行ったところ、認定第1号は、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上で本委員会の審査経過並びに結果についての委員会報告を終わりますが、議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、審査報告を終わります。

押田 まり子議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は、財務委員会の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は財務委員会の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 議案第24号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する  
条例の一部を改正する条例

押田 まり子議長 提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第24号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

この条例は、高度情報通信社会の進展並びに国及び各地方公共団体の動向を踏まえ、個人情報保護制度の充実を図る必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、電子情報の取り扱いについて明文化

をいたしますことと、国の法律との整合を図る観点から罰則を設けるものでございます。

施行日は、平成17年4月1日といたします。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

押田 まり子議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第4を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第4 議案第25号 新江東清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の締結について

押田 まり子議長 提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第25号 新江東清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の締結につきまして、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提案いたすものでございます。

工事の内容は、現在、整備工事を進めております飛灰搬出設備を格納する建物を建築するものでございます。

契約金額は、7億8,750万円

契約の方法は、指名競争入札による契約

契約の相手方は、

東京都江東区森下3丁目12番13号、不二・丸三建設共同企業体

代表者、東京都江東区森下3丁目12番13号、不二建業株式会社

代表取締役社長、齊藤武男

代理人、東京都江東区森下3丁目12番13号、不二建業株式会社、

代表取締役社長、齊藤武男でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

押田 まり子議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため暫時休憩をいたします。

休 憩（午後２時１２分）

再 開（午後２時２６分）

押田 まり子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

総務・事業委員会の審査が終了した議案第２４号および財務委員会の審査が終了した議案第２５号の計２件を、本日の日程に追加し、先議したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第２４号ほか１件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

追加日程第１を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第１ 議案第２４号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

押田 まり子議長 本案については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告があります。

東村総務・事業委員長。

東村 昭平総務・事業委員長 ただいま議題となりました、議案第２４号 東京二



十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、条例の改正理由ですが、国において、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、平成17年4月1日より全面施行されます。この法律により、地方公共団体の責務等が定められたこと、また、高度情報通信社会の進展に対応するため、条例の改正が必要になったものであります。

主な改正点といたしましては、一つは、「目的」規定の整理。二つ目は、「用語の定義」の整理。三つ目は、新設事項として「職員の研修」「電子計算組織の結合」「裁量的開示」「罰則」を新たに規定し、また、四つ目は、「受託者の責務」を努力規定から義務規定へ強化するものであります。

当委員会では、各委員の質疑ののち、本案について採決した結果、近年の情報通信技術の発展により、個人情報の利用が著しく拡大するなか、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することが必要であるとの観点から、全員賛成により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって、総務・事業委員会報告を終わります。

押田 まり子議長 ただいまの報告に対し、ご質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第2 議案第25号 新江東清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約  
の締結について

押田 まり子議長 本案については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおり  
であります。

これより、財務委員長から報告があります。

松澤財務委員長。

松澤 利行財務委員長 ただいま議題となりました、議案第25号 新江東清掃工  
場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の締結について、財務委員会を代表し  
て、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

本案は、現在、整備工事を進めている飛灰搬出設備を格納する建物を建  
築するものであり、焼却灰を全量溶融するため実施している施設整備の一  
環であります。

設備棟の内容ですが、建築面積約416㎡、高さ約45mで、下部は鉄  
骨・鉄筋コンクリート、上部は鉄骨造りの5階建てであり、新江東清掃工  
場の敷地内に建設するものであります。

また、外壁については、既存工場棟や煙突と景観上の調和を図るととも  
に外部との遮蔽性を高めるため、窓などの開口部を少なくし、周辺環境に  
も配慮したものとなっております。

さらに、本工事は、平成16年度清掃工場焼却炉補修等工事計画に基づ  
く工事であり、審査の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきも  
のと決定した次第であります。

これをもって、財務委員会報告を終わります。

押田 まり子議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

押田 まり子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は、財務委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、財務委員会の報告のとおり可決することに決  
定いたしました。

次に、日程第5を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

#### 日程第5 運営委員会の閉会中の継続調査について

押田 まり子議長 本件につきましては、運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

押田 まり子議長 ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

室橋管理者。

室橋 昭管理者 第4回定例会の閉会にあたりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、ご審議のうえ、いずれも原案どおりご議決を賜りまして誠にありがとうございました。また、平成15年度決算の認定につきましても、あわせて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日の議決に基づき適正に執行していく所存でございますので、今後とも何卒よろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

さて、本年もあと残り少なくなりました。どうぞ寒さますます厳しいお日柄、先生方にはくれぐれもご自愛を賜りまして、よいお年をお迎えくださいますようご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

押田 まり子議長 管理者の発言は終わりました。

以上を持ちまして、平成16年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後 2 時 3 5 分）

### 会議録署名議員

議 長 押 田 まり子

議 員 石 山 京 秀

議 員 小 原 直 美